

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	6625-01-394-7760Z1	仕様書番号	
品名 又は 件名	MAINTENANCE KIT, ELECTRONIC EQUIPMENT 国外検定	4補LPS-I 660007-3	
		作成	平成26年12月17日
		改正	令和5年7月12日
			令和5年11月21日
		作成部隊等名	第4補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する MAINTENANCE KIT, ELECTRONIC EQUIPMENT (型式 ANV-126-085) の国外検定について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1

国外製造会社

要修理品等の製造会社(Hoffman Engineering Corporation)

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

4補LPS-00001 外注整備共通仕様書

2 要求事項

2.1 一般

一般的事項は、4補LPS-00001の2.1による。

2.2 検定対象品

品 名	MAINTENANCE KIT, ELECTRONIC EQUIPMENT 国外検定
-----	--

検定対象品の一連番号 (SER No.) は、調達要領指定書に示す。

2.3 整備作業の種類

整備作業の種類は、4補LPS-00001の2.2.1 i)とする。

2.4 整備作業の工程

整備作業の工程は、次による。

- a) 受入点検
- b) 校正
- c) 納入前点検
- d) 整備作業等の表示・記録

2.5 整備作業の実施要領

整備作業の実施要領は、次による。

- a) **受入点検** 受入点検は、4補LPS-00001の2.3.1による。
- b) **校正** 校正は、4補LPS-00001の2.3.3 g)を国外製造会社が実施する。
- c) **納入前点検** 納入前点検は、官に納入する前に次のとおり実施する。
 - 1) 物品番号 (S/N), 部品番号 (P/N), 品名, 数量及び一連番号 (SER No.) を確認するとともに、輸送及び取扱不良による破損並びに外観上の異状の有無を目視によって点検する。
 - 2) 検定が完了した要修理品等に“品質を保証する証明書”（様式任意）及び“校正成績書”（様式任意）が添付されていることを確認する。
 - 3) 納入前点検の実施事項について記録した後に、監督官等の確認を得る。
- d) **整備作業等の表示・記録** 整備作業等の表示・記録は、次による。
 - 1) 整備作業等の表示は、4補LPS-00001の2.3.5 a)による。
 - 2) 整備作業等の記録は、4補LPS-00001の2.7.1による。

2.6 作業標準

作業標準は、2.5 b)を除き、4補LPS-00001の2.4による。

2.7 作業の中止

要修理品等が校正不能と判断した場合は、作業を中止し、分任支出負担行為担当官の指示を受けなければならない。

2.8 追加作業

品 名	MAINTENANCE KIT, ELECTRONIC EQUIPMENT 国外検定
-----	--

追加作業は、4補LPS-00001の2.6による。

2.9 記録等の提示

記録等の提示は、4補LPS-00001の2.8.1による。

2.10 記録等の保管

記録等の保管は、4補LPS-00001の2.8.2による。

3 監督・検査

監督・検査は、4補LPS-00001の4.2による。ただし、国外製造会社で行う整備作業における監督については“品質を保証する証明書”（様式任意）及び“校正成績書”（様式任意）の確認による。

4 出荷条件

包装は、4補LPS-00001の7による。また、包装レベルは、個装レベルC、外装レベルIIとする。

5 その他の指示

5.1 書類の作成

契約の相手方は、検定が完了した要修理品等の“品質を保証する証明書”（様式任意）及び“校正成績書”（様式任意）を国外製造会社に1部作成させ、検定が完了した要修理品等に添付させる。

5.2 提出書類

契約の相手方は、国外製造会社が作成した“品質を保証する証明書”（様式任意）及び“校正成績書”（様式任意）を和訳し、分任支出負担行為担当官に1部提出し、写しを検定が完了した要修理品等に1部添付する。

5.3 安全管理

安全管理は、4補LPS-00001の11による。

5.4 輸出入通関等諸手続

国外検定に必要な輸出入通関等諸手続は、関連法令等の定めるところに従い、契約の相手方が行う。

5.5 その他必要な事項

その他必要な事項は、4補LPS-00001の6 報告、8 契約工場における物品の管理補給業務、

10 契約の相手方の技術提供及び13 仕様書の疑義による。